

議 会 運 営 委 員 会

令和元年7月4日(木)

全員協議会終了後

開議 時 分

閉議 時 分

議 会 第 4 委 員 会 室

出 席 者

〔委 員〕 澁谷委員長、岡本副委員長、三浦委員、川上委員、串崎委員

野藤委員、佐々木委員、道下委員、牛尾委員、上野委員、

〔議長団〕 川神議長、田畑副議長

〔委員外議員〕 西川議員、笹田議員、西村議員

〔執行部〕 砂川総務部長、山根総務課長、猪狩総務管理係長

草刈財政課長

〔事務局〕 古森局長、篠原次長、新開書記

議 題

1 令和元年9月定例会議の会議予定案について 資料1

2 浜田市議会関係例規の一部改正について

(1) 1_浜田市議会申し合わせ事項

資料2

(2) 32_浜田市議会報告会規程

資料3

(3) 33_浜田市議会報告会開催要領

資料4

3 その他

令和元年9月浜田市議会定例会議(案)

		期間	会議日程	備考	
8月	5日	(月)			
	6日	(火)			
	7日	(水)	総務文教委員会		
	8日	(木)	福祉環境委員会		
	9日	(金)	産業建設委員会		
	10日	(土)			
	11日	(日)			
	12日	(月)			
	13日	(火)			
	14日	(水)			
	15日	(木)			
	16日	(金)			
	17日	(土)			
	18日	(日)			
	19日	(月)	全員協議会		
	20日	(火)			
	21日	(水)			
	22日	(木)		メール・FAXによる個人一般質問受付 締切 11時	
	23日	(金)	個人一般質問締切	11時	
	24日	(土)			
	25日	(日)			
	26日	(月)	議会運営委員会		
	27日	(火)			
	28日	(水)			
	29日	(木)		・説明用パネル申出締切12時 ・請願・陳情・意見書・決議提出締切17時	
	30日	(金)			
	31日	(土)			
	9月	1日	(日)		
		2日	(月)	1 開会 提案説明	
				全員協議会	本会議終了後
				総務文教委員会、福祉環境委員会、産業建設委員会	全員協議会終了後
3日		(火)	2 個人一般質問		
4日		(水)	3 個人一般質問		
5日		(木)	4 個人一般質問		
6日		(金)	5 個人一般質問		
7日		(土)	6		
8日		(日)	7		
9日		(月)	8 議案質疑		
10日		(火)	9 総務文教委員会		
11日		(水)	10 福祉環境委員会		
12日		(木)	11 産業建設委員会		
13日		(金)	12 予算決算委員会 (9月補正審査)		
14日		(土)	13		
15日		(日)	14		
16日		(月)	15		
17日		(火)	16 休会		
18日		(水)	17 休会		
19日		(木)	18 予算決算委員会 (総務文教)		
20日		(金)	19 予算決算委員会 (福祉環境)		
21日		(土)	20		
22日		(日)	21		
23日		(月)	22		
24日		(火)	23 予算決算委員会 (産業建設)		
25日		(水)	24 予算決算委員会 (予備)		
26日		(木)	25 休会		
27日		(金)	26 予算決算委員会 (付帯意見協議)		
28日		(土)	27		
29日	(日)	28			
30日	(月)	29 表決			
			全員協議会	本会議終了後	
			議会運営委員会	全員協議会終了後	

浜田市議会申し合わせ事項の一部改正について

ー改正箇所のみ抜粋ー

15 ページ

「その他」

第1章 傍聴・広報

〔改正前〕

- 7 職員の認識を深めるため、庁内LANパソコンを通じて全職員にリアルタイムで全ての本会議の議会中継を配信する。本庁議会棟、支所のロビー設置のテレビにおいても同様とする。

常任委員会(議会広報広聴委員会を除く)・特別委員会・全員協議会についても庁内LANパソコンを通じて配信する。

〔改正後〕

- 7 職員との情報共有を図るため、次に掲げる会議を庁内LAN(議場ロビー及び支所ロビーに設置のモニターを含む。)によりライブ配信する。ただし、秘密会による会議の場合は、この限りではない。

(1) 本会議

(2) 常任委員会(議会広報広聴委員会を除く。)、特別委員会及び全員協議会のうち全員協議会室で開催する会議

(3) 前号のほか議会がライブ配信を適当と認める会議

- 7の2 市民への情報提供を図るため、次に掲げる会議を市議会ホームページにより録画配信する。この場合において、会議において不適切な発言等があったときは、適宜に当該部分の削除、修正等の処理を行うものとする。

(1) 前項各号の会議

(2) 前号のほか議会運営委員会その他の議会が録画配信を適当と認める会議

改正

平成26年3月31日議会訓令第1号

平成31年3月12日議会訓令第1号

浜田市議会報告会規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、浜田市議会基本条例（平成23年浜田市条例第34号）第23条の規定により開催する議会報告会（以下「報告会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(開催の回数)

第2条 報告会は、毎年度1回以上開催するものとする。

(開催区域)

第3条 報告会は、別表に定める開催区域のうち、議会広報広聴委員会 を経て議会運営委員会 において決定した区域において開催するものとする。

(報告会の内容)

第4条 報告会の内容は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 議案等の審議状況、議会の活動状況等の報告
- (2) 参加者との意見交換

(開催日程及び場所)

第5条 報告会の開催の日程及び場所は、議会広報広聴委員会 を経て議会運営委員会 において決定する。

(出席議員の班編成及び次第)

第6条 報告会に出席する議員（以下「出席議員」という。）の班編成及び報告会の次第は、議会広報広聴委員会 を経て議会運営委員会 において決定する。

(役割分担)

第7条 出席議員の分担する役割は、おおむね次に掲げるとおりとし、編成された班ごとに、その出席議員が協議して決定する。

- (1) 司会者
- (2) 報告者
- (3) 記録者

(資料)

第8条 報告会において使用する資料は、議長、副議長並びに議会広報広聴委員会の委員長及び副委員長が協議して決定する。

2 前項に定めるもののほか、編成された班において特に必要があると認めるときは、議長の承認を得て前項の資料以外の資料を併せて使用することができる。

(報告書の提出及び公表)

第9条 報告会において記録者の役割を分担した出席議員は、報告会の要点を記録した報告書を作成し、報告会終了後、速やかに議長に提出しなければならない。

2 議長は、前項の報告書の提出があったときは、議会広報広聴委員会の委員長及び副委員長と協議の上、速やかにその内容を市議会広報紙及び市議会ホームページに掲載し、公表するものとする。

(総括)

第10条 報告会の結果の総括は、議会広報広聴委員会 を経て議会運営委員会 において行うものとする。

(執行機関に対する要望等の通知)

第11条 議長は、報告会において市長その他の執行機関において処理すべき要望等が提出されたときは、これを取りまとめ書面で市長その他の執行機関の長に通知するものとする。

(その他)

第12条 この訓令に定めるもののほか、報告会の運営に関し必要な事項は議会広報広聴委員会を経て議長が定める。

附 則

この訓令は、平成24年6月5日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日議会訓令第1号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月12日議会訓令第1号)

この訓令は、平成31年3月12日から施行する。

附 則 (令和元年7月4日議会訓令第●号)

この訓令は、令和元年7月4日から施行する。

別表 (第3条関係)

自治区の区分	開催区域
浜田自治区	国府地区の区域
	石見地区の区域
	浜田地区の区域
	長浜地区の区域
	周布、大麻地区の区域
	美川地区の区域
金城自治区	金城自治区の区域
旭自治区	旭自治区の区域
弥栄自治区	弥栄自治区の区域
三隅自治区	三隅自治区の区域

浜田市議会報告会開催要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浜田市議会報告会規程(平成24年浜田市議会訓令第3号。以下「規程」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(編成)

第2条 報告会の班編成は、次のとおりとする。

- (1) 議員は、議長及び副議長を除き、いずれかの班に属するものとする。
- (2) 議長及び副議長は、全ての班の報告会に、そのいずれかが出席するものとする。

(報告会の役割分担)

第3条 報告会における司会者、報告者、記録者等の役割分担はそれぞれの班において協議のうえ決定することとし、答弁は全員で行うものとする。

2 報告会の記録は、記録係において要点記録とする。

(周知方法)

第4条 報告会を広く市民に周知できる方法については、議会広報広聴委員会で協議のうえ決定する。

(報告会の次第)

第5条 報告会の次第は概ね次のとおりとする。

- (1) 開会あいさつ
- (2) 議会報告
- (3) 報告に対する質疑応答
- (4) 意見交換等
- (5) 閉会あいさつ

(報告書)

第6条 規程第9条に規定する報告書は別記様式1のとおりとする。

(要望等の通知)

第7条 規程第11条に規定する市長等への通知は別記様式2により行うものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、報告会の施行に関し必要な事項は、議会広報広聴委員会 で協議のうえ議会運営委員会で協議し決定する。

附 則

この要領は、平成 24 年 6 月 5 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 3 月 12 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 7 月 4 日から施行する。

様式 1(第 6 条関係)

報 告 書

(_____ 班)

開 催 日 時		
開 催 場 所		
出 席 議 員	司会者	
	報告者	
	記録者	
参 加 人 数		
主な要望・提言等		

浜田市議会議長 様

年 月 日

浜田市議会報告会規程第 9 条第 1 項の規定により提出します。

_____ 班
代表者 _____

様式 2(第 7 条関係)

議 第 号
年 月 日

浜田市長 様

浜田市議会議長

議会報告会における市行政に対する
要望・提言等について(報告)

年 月 日から 年 月 日開催の各会場から出
されました要望・提言等について取りまとめましたので、下記のとおり議会
報告会規程第 11 条の規定により報告します。

それぞれの意見については、執行機関として責任を持って、個別にご対応
いただきますようお願いいたします。

記

1

2

3